

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社丸本組（法人番号6370301001175）
業者の住所：宮城県石巻市恵み野3-1-2
2. 指名停止措置期間：令和3年12月13日から令和3年12月26日まで（2週間）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事実概要：
（株）丸本組及び同社の現場代理人は、宮城県土木部港湾課発注の「平成27年度県債震復社整防00200-A02号雲雀野地区防潮堤（その1）工事」において、平成31年2月4日、天端の仕上げ作業を行っていたところ強風により足場が倒壊し、足場上で作業をしていた2次下請業者の作業員が落下し、死亡する事故を起こしたことに関し、安全管理措置の不適切が認められるとして、令和3年3月1日、石巻労働基準監督署から労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和3年10月21日、石巻簡易裁判所から同社が労働安全衛生法違反の罪により、現場代理人が業務上過失致死及び労働安全衛生法違反の罪により罰金刑の略式命令を受けた。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1（抜粋）

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内